

平成30年度 第1回小田原市総合教育会議

日時：平成30年8月3日（金）

午後2時00分から3時40分まで

場所：白山中学校北館1階多目的室

次 第

1. あいさつ（午後2時～午後2時5分）

2. 議 題

(1) 今後の学校施設整備の考え方について（午後2時5分～午後2時50分）

（資料1）

(2) 就学前教育・保育のあり方について（午後2時50分～3時35分）

（資料2-1、2-2、2-3）

3. その他（午後3時35分～午後3時40分）

小田原市総合教育会議名簿

氏 名	所 属 等
加藤 憲一	小田原市長
栢沼 行雄	小田原市教育長
和田 重宏	(教育長職務代理者) 子どもと生活文化協会 (CLCA) 顧問
萩原 美由紀	アール・ド・ヴィーヴル理事長
吉田 眞理	小田原短期大学学長
森本 浩司	医師

今後の学校施設整備の考え方について

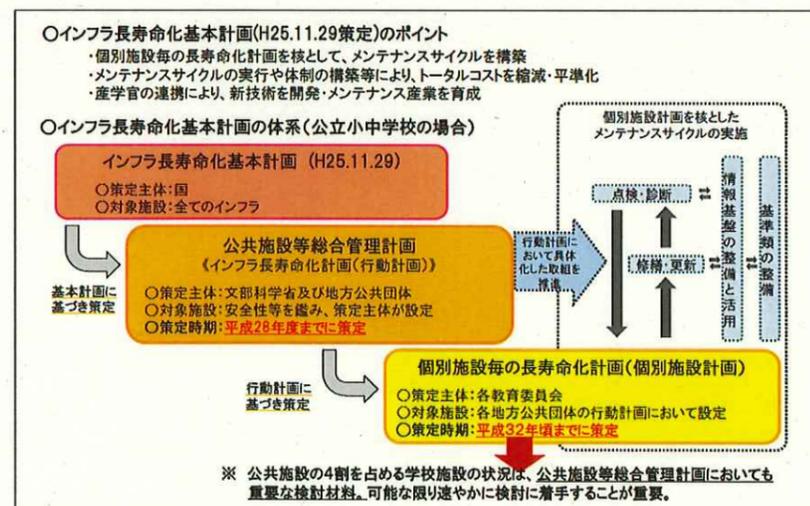
1 公共建築物マネジメント基本計画

人口減少、財政状況の悪化、公共建築物の老朽化等を踏まえて、平成29年3月に今後30年間の費用の把握を行うとともに、公共建築物を取り巻く課題の整理を行い、今後の取り組みを示した「公共建築物マネジメント基本計画」を策定した。課題の解決に向けて、①財源不足約1,070億円の解消、②安心して使える公共建築物、使いたい公共建築物へ、③必要なサービスを効果的・効率的に提供し、暮らしを豊かにする、の3つを目標として掲げ、①計画的な保全と長寿命化、②機能・配置・運営の見直しと総量の縮減、③公民連携や近隣自治体との連携、④取組を支える仕組みづくり、の4つの取組を行っていくこととした。

現在、「公共建築物マネジメント基本計画」に基づいた「公共施設再編基本計画」を平成30年度末までに策定する予定である。

2 学校施設再整備計画

学校施設の整備に係る計画については、文部科学省の「インフラ長寿命化基本計画」に定められたように、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を平成32年度末までに策定することとされた。教育委員会では、「公共施設再編基本計画」との整合を図りながら、学校施設の再整備計画の策定作業を行っている。



インフラ長寿命化基本計画等の体系 (公立小中学校の場合)

文部科学省 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」より

3 学校施設整備の基本的な方針

(1) 長寿命化改修の実施

長寿命化改修とは、経年劣化による機能回復改修及び社会的要求に対応するための機能向上改修のこと。学校施設の長寿命化改修を実施し、児童・生徒の教育環境の向上を図っていく。

ア 建物の耐久性を高めるための工事

- ・構造躯体の経年劣化を回復するもの
(コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等)
- ・耐久性に優れた仕上材へ取り替えるもの
(劣化に強い塗装・防水材等の使用)
- ・維持管理や設備更新の容易性を確保するもの
- ・水道、電気、ガス管等のライフラインの更新

文部科学省 「学校施設の長寿命化改修の手引」より

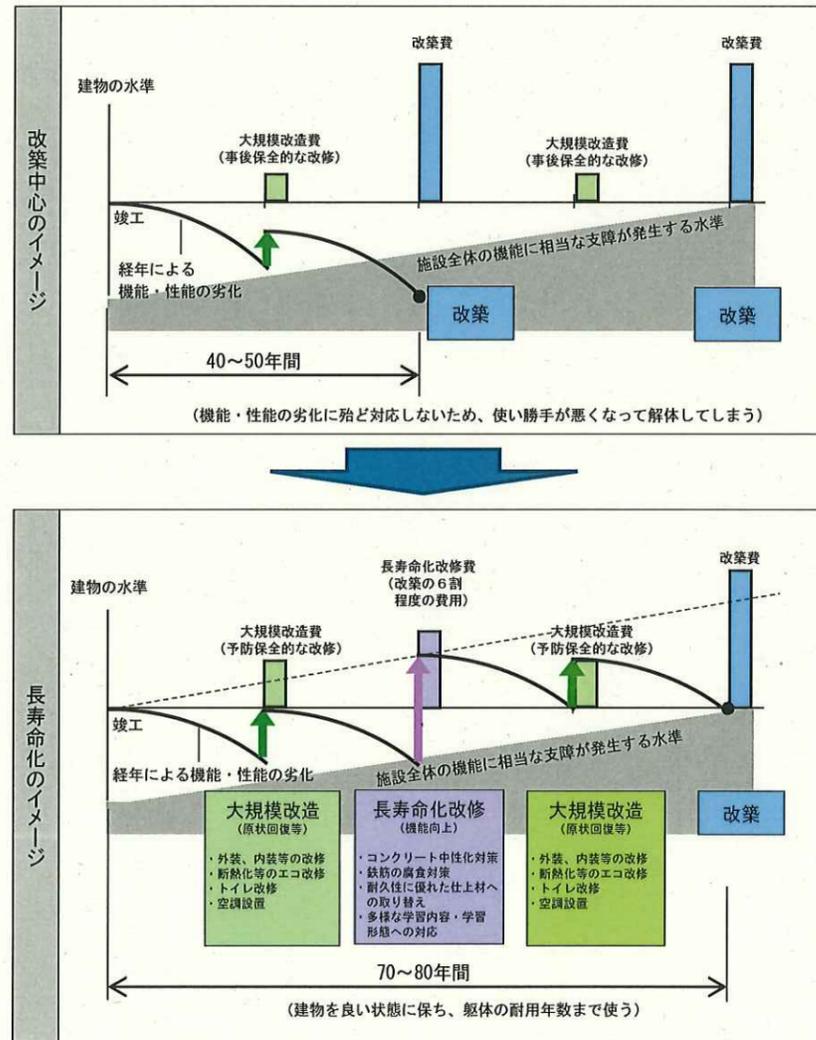
イ 建物の機能や性能を向上させるための工事

- 安全・安心な施設環境を確保するもの
 - ・耐震対策(非構造部材を含む)
 - ・防災機能の強化
 - ・事故防止・防犯対策 など
- 教育環境の質的向上を図るもの
 - ・近年の多様な学習内容・学習形態への対応
 - ・今後の学校教育や情報化の進展に対応可能な柔軟な計画
 - ・省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用
 - ・バリアフリー化
 - ・木材の活用 など
- 地域コミュニティの拠点形成を図るもの
 - ・防災機能の強化
 - ・バリアフリー化
 - ・地域住民の利用を考慮した教室等の配置の変更 など

文部科学省 「学校施設の長寿命化改修の手引」より

(2) 改築中心から長寿命化改修への転換イメージ

各施設の整備は、従来の改築中心のイメージから、長寿命化改修に切り替え、部位改修を併用した整備を行い、総コスト削減を図る。



文部科学省 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」より

(3) 適正規模の見直し

「公共施設再編基本計画」との整合を図りながら、児童生徒数の推移を考慮し、必要面積等を精査することで、適正規模への見直しを図っていく。小学校については、統廃合を行わないが、総量の縮減のために他施設との統合や複合化、または減築を検討していく。

(4) 整備に向けた留意点 (地域コミュニティ活動の拠点として)

ア 学校施設における地域拠点としての必要機能

①事務局機能

地域住民から選ばれた者が、週4日程度滞在し、地域の会議、イベント等を支援し、事務局として通常事務、印刷、通信作業等を実施する。地域コミュニティ組織の役員や地域コーディネータと打合せを実施する。

規模：教室1/2程度 (事務局員常駐、5~10人での打合せ)

利用形態：地域占有

設備等：空調、機械警備、事務机、パソコンなど

②集会場機能

地域住民の会議や事業の場であり、用途としては会議、サロン、体操教室、昼食会、講演会等が想定される。児童との交流が可能であること、日中夜間利用も出入りが可能であることが必要である。

規模：教室2つ分 (50~100名の会議)

利用形態：地域占有が望ましいが、学校との共有も可

設備等：空調、テーブルなど

③その他

①、②の利用に伴い、トイレ、流し台、倉庫、駐車場を利用する。また、調理機能の利用可能が望ましい。

イ 配置等

事務局、集会場、トイレがまとまった区画は、外部から直接入ることができ、学校とはシャッター等で仕切られ、職員室等のセキュリティが確保されることが必要である。

また、配置に当たっては、次のことが望まれる。

- ・地域拠点は、学校1階部分でバリアフリーであること
- ・放課後児童クラブは午後7時以降殆ど利用が見込まれず、その後の時間帯に、地域利用を可能としたほうが利便性を得られることから、地域拠点と隣接していること
- ・集会場は広域避難所開設時の本部に位置付けること

ウ その他

今後の学校施設については、家庭科室や一般教室等の社会教育開放の充実や、学校図書室の一般開放が望まれている。

○本市の就学前教育・保育の現状と課題

項目	幼稚園(教育)	保育所(保育)
設置数 (H30.07現在)	私立幼稚園：10園 公立幼稚園：6園	私立保育所：25園、公立保育所：6園、認定こども園：2園、小規模保育事業7園、企業主導型保育事業2園
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月「小田原市学校教育振興基本計画」で教育内容の充実、幼保小の円滑な接続、預かり保育の拡充、3歳児保育の導入検討、地域やスクールボランティアとの連携、私立幼稚園との連携等を課題とする。 平成27年4月「子ども・子育て支援新制度」がスタート 平成28年3月「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」を策定し、公立幼稚園が果たすべき役割や、再編による適正配置（複数学級を基本、学級定員は20人～30人）、研究機能・保育機能の強化、特別支援教育の充実など、具体的取組の方向性の整理を行った。 平成29年3月「小田原市学校教育振興基本計画」（改定）において、幼保一体化の検討として、保育ニーズや地域バランス等を考慮しながら、認定こども園の早期設置を検討することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタート 平成27年3月「小田原市子ども・子育て支援事業計画」においては、教育・保育の量の見込みと確保内容を定め、保育の受け皿確保を中心に取組みを進めている。 平成29年度「子育て安心プラン実施計画」では、平成32年度末までに全国の待機児童を解消するとともに、平成34年度末までに女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備を行うとしている。 平成31年10月予定の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要が高まる可能性も指摘されている。 これを受け、本市の地域別の保育量を分析したうえで、更なる保育の受け皿整備や取組の加速化が求められている。
教育・保育ニーズとその対応	<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園は各園ともに定員割れが続いている。平成30年5月1日現在の定員充足率は、酒匂幼：32.9%、東富水幼：42.1%、前羽幼：28.6%、下中幼：19.3%、矢作幼：63.6%、報徳幼：57.1%である。 私立幼稚園においても一部の園を除き、定員に満たない状況にある。 公立幼稚園は、現在3歳児の受入は行っておらず、教職員の声として、3歳児保育や延長保育、夏季休暇中の預かり保育、土曜日保育の実施などがあがっている。 私立幼稚園に対しては、国が取り組んでいる待機児童の受入れ推進の一環として、認定こども園への移行や預かり保育の拡充の働きかけを行っているが、現在認定こども園に移行した私立幼稚園はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の社会参加を背景に就業率は上昇傾向にあり、保育所ニーズの増加が見込まれる。 保育ニーズは、低年齢児を中心に増加してきており、特に1～2歳児の申込率が上昇している。3歳以上児の申込率は約5割に達している。申込児童数に対する利用児童数の割合（利用率）は、3～5歳では98.5%に達するが、低年齢児の内、特に1～2歳の利用率が低くなっており対応が必要である。 待機児童数は、平成24年度27人、平成25年度18人、平成26年度19人、平成27年度16人、平成28年度22人、平成29年度24人、平成30年度17人（各年度4月1日現在） 既存園の定員増・分園設置・増築、小規模保育事業、企業主導型保育等により保育量確保に努めており、保育ニーズがピークアウトを迎えるまでは、多様な手段で待機児童を減少させる対策を引き続き行う必要がある。
今後の課題	<p>【ソフト整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府から出された子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「子どもたちの健やかな育ちを保障するため質の高い教育・保育を提供していくことが重要である」とされており、公立施設として重点的に取り組む必要がある。 平成31年10月予定の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要が高まる可能性も指摘されている。 「子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の取得及び基礎体力の向上をはかるなど、就学前教育の充実に努めます」（小田原市教育大綱）としており、本市の就学前教育のあり方を検討する必要がある。 就学前教育・保育については、幼稚園・保育所とも民間施設が先導的に担ってきた経過をふまえ、公立施設で担う役割を明確化することが求められている。 今後、これまで上昇を続けていた女性の就業率は一定水準で安定して推移していくことが予想される。今回の推計においては、平成37から42年の間に保育所利用者数はピークアウトを迎え、その後は減少局面に入ると見込まれる。 <p>【ハード整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園は、昭和50年前後に建築され築40年以上が経過している。 公立保育所は、曾我保育園を除き、昭和60年前後に建築され、築30年以上が経過している。 幼稚園・保育所とも耐震改修は行っているものの、大規模改修は行っておらず、老朽化が進んでいる状況をふまえ施設環境を改善する必要がある。 公共施設全体の再編の検討において施設総量の削減が求められる中で、中長期的視野に立った判断が求められている。 	

教育・保育申込数推計

		H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H52 (2040)
0歳	保育	261人	287人	288人	254人
1～2歳	保育	1,218人	1,373人	1,330人	1,175人
3～5歳	保育	2,218人	2,266人	2,154人	1,908人
〃	教育	1,814人	1,359人	1,186人	1,050人

小田原市の子どもたちのすこやかな育ちを支える
就学前教育・保育のあり方を考えていきます

目指す子ども像

- (例)「未来を創るたくましい子ども」 小田原市学校教育振興基本計画(平成30~34年度)
- (例)「明るく 元気な子」 小田原市公立保育園大綱

- 集団の中での様々な遊びや体験を通じて、主体的・応答的な関わり方や社会性の基礎を習得するとともに、基礎体力を身に付けます。
- 保護者や職員、地域の人たちから、かけがえのない存在として愛し認められることで、自己肯定感や、命・人権を尊重する心を培います。

目指す子ども像の具現化に向けた環境や支援

- 子どもたちは遊びを通して様々なことを学び、様々な力をつけていきます。子ども主体の協同的な体験や、何かに没頭する・遊びこむ体験、五感を通じた遊びを大切にします。
- 地域や異年齢集団との関わりや、保育者の受容的な関わりを通して、子どもたちを育てていきます。
- 保護者の成長実感を促し、共に子どもたちを育てる環境づくりに努めていきます。

教育

【基本目標】

- 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり
- 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり
- 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

【重点方針】就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の習得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

出典：小田原市教育大綱(平成28年3月)

目指す子ども像 「未来を創るたくましい子ども」

<五つの側面>

- ◆自ら考え表現する力
- ◆命を大切にできる心
- ◆健やかな心と体
- ◆ふるさとへの愛
- ◆夢への挑戦

出典：小田原市学校教育振興基本計画(平成30~34年度)

【目指す姿】

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身につけた子どもたちが、それぞれの未来を拓くために、たくましく生きています。

【基本方針】

生きる土台としての「確かな学力」、さまざまな人との関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」の育成に努めます。

出典：おだわらTRYプラン(平成29年3月)

共通

- 幼稚園教育要領
- 保育所保育指針
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿

- ◆健康な心と体
- ◆自立心
- ◆協同性
- ◆道徳性・規範意識の芽生え
- ◆社会生活との関わり
- ◆思考力の芽生え
- ◆自然との関わり・生命尊重
- ◆数量・図形、文字等への関心・感覚
- ◆言葉による伝え合い
- ◆豊かな感性と表現

家庭 地域

おだわらっ子の約束など

保育

【目指す子ども像】「明るく 元気な子」

- ①家庭や保育園、地域の人々に愛され支えられて育つ子ども
- ②健康的な生活環境が与えられ、成長していく子ども
- ③自ら生きようとする力が素直に出せる子ども
- ④集団の中での関わりを通して育っていく子ども
- ⑤さまざまな遊びを楽しめる子ども
- ⑥自然や文化と共に生きる力を持つ子ども

【子どもたちが心身共に健やかで幸せに成長することを願って】

すべての子どもたちが、自分を「かけがえのない存在」と感じ、自信を持って生きていけるように

○子どもは、この世にたった一人のかけがえのない存在として、周囲の大人から愛され、認められ、幸せに生きる権利があります。

○子どもは、人のかかわりの中で、教えられ、学び合い、喜びや悲しみなどを共有し合うことで人として成長していきます。

○子どもは、日々の生活や遊びの経験を積み重ね、充実させる中で、自己を発揮し、生きる力を備えていきます。

○子どもは、生まれながらに生きようとする力、豊かに伸びていく力を秘めています。

○私たち大人は、子ども達が持っている力を十分に発揮し、自らの人生を主体的に生きていけるよう、環境を整え、適切な援助をしていくのが務めであり喜びです。

○私たち大人は、小田原で育つ子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができるよう、域家、地域、保育園が手を携え、幸せに生きる権利を保障していきます。

出典：小田原市公立保育園大綱

子育て

【基本理念】「すこやかに子どもを育む地域の環 子育て安心都市小田原」

子育てをする家庭を中心として、学校、地域、企業、行政等の社会全体が一体となって子育てを 支援し、小田原の子どもたちをたくましく、心豊かに育み、子どもを産み育てることに夢と希望と誇りを持って「すこやかに子どもを育む地域の環子育て安心都市小田原」の実現を目指します。 出典：小田原市子ども子育て支援事業計画(平成27年3月)

【目指す姿】

さまざまなニーズに対応した子育て支援が充実するとともに、子どもたちが地域社会のなかで 育てられていることで、地域に笑顔があふれています。

【基本方針】

妊娠から子育てにいたるさまざまな支援サービスを充実し、家庭や地域社会が共に支えあい、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

○公立施設の役割と施設整備の方向性（案）

- ・変化が激しく誰もが予想ができないと言われる社会の到来を前に、子どもたちには多様性を認め、協力し合いながら、これまで以上に自ら考え、課題を解決していく力が求められている、その為に、自己肯定感を基盤として、自己効力感や意欲、忍耐力、社会的スキル、思いやり、協調性、楽観性等を育てていく必要がある。これらは学校教育で育てていく「学びに向かう力」につながっていく。自己肯定感を基盤とした「学びに向かう力」の獲得に向けては、幼児期からの学習環境が果たす役割が大きい。特に幼児期においては何かで没頭する経験、五感を使って遊びこむ経験、子ども主体の協働的な活動の設定や、保育者の受容的な関わり、地域社会で探求したり人と関わったりする経験等が重要であり、これらは本市の公立の幼稚園・保育所における教育・保育で取り組んできたものである。
- ・子どもの成長過程において基礎となる幼児期に、多様な選択肢と選択を支援する仕組みが整えられ、それぞれの家庭のニーズや状況に応じて適切な教育・保育が受けられること、子どもが健やかに学び育つことができるよう教育内容と環境の充実を図ることが必要である。
- ・本市の就学前教育・保育は、民間主導で取り組まれてきており、公立施設は、児童人口が急増した昭和40から50年代にかけて、量的・区域的な不足を補うことを目的として整備されてきた。その成り立ちを前提に、幼児教育、保育で長年にわたり公立施設として蓄積してきた実績（幼児の主体的・協働的な遊びを大切にした教育・保育の実践、幼保小中一体教育・地域一体教育での取組）と、公立施設として主体的に取り組むべき役割を踏まえ、公立幼稚園・保育所の役割を次のように考える。

（1）質の高い教育・保育の提供

～施設種別を横断的にとらえた就学前教育の実践と研究～

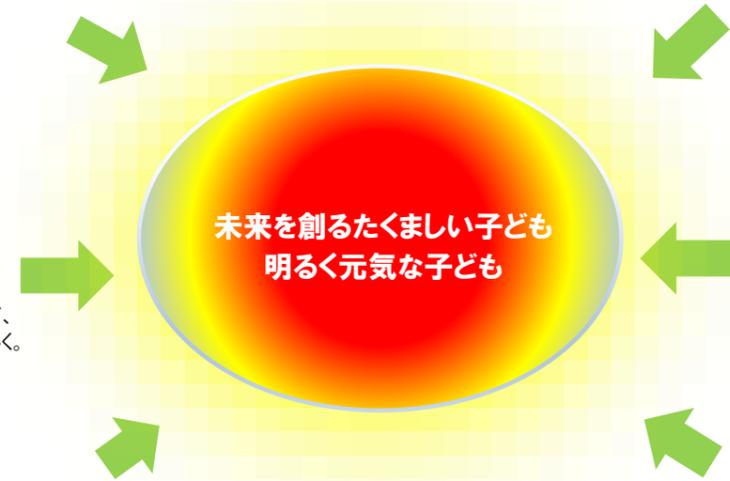
- ・本市においては、公立による幼児教育と保育の機能を有し運営して来たことから、これまで蓄積してきた実績を活かして、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設種別を横断的にとらえた「教育・保育共通カリキュラム」を作成し、それに基づく実践を行うとともに、研究を推進していく。
- ・現在、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」の共通化が図られていることを踏まえ、施設種別にとられない一体的な教育活動を実践し、その成果を体系化することで、民間施設を含む幼児教育・保育環境整備の中で先導的な役割を果たしていく。

（2）インクルーシブへの先導的な対応

- ・人それぞれがもつ個性や多様性を認め、それを伸ばし活かしていくことは、人やまちの可能性を広げる。障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもが可能な限り、共に学び育つことができる環境をつくっていく。
- ・関係諸機関と連携を図りながら、必要な専門職員による支援体制や設備要件を整えるなどして、積極的にインクルーシブな教育・保育環境を整えていく。また、教職員のスキル向上を図っていく。
- ・行政機関をはじめとして専門機関と連携体制を構築しやすい公立施設の特性を生かして、民間施設に対する支援の橋渡しの役割や支援方法の体系化などを行っていく。

（3）小学校との円滑な接続

- ・就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性を保障する。
- ・幼稚園・保育園、認定こども園と小学校が連携し、小学校での教育にスムーズに接続できるような体制づくりを行う。



（4）地域の子育て支援

～地域の子育て支援における中心的役割～

- ・子どもの育ちの基本は家庭にあるという前提のもとに、地域や社会が家庭に寄り添いながら、保護者の子育てに対する負担や不安を和らげ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域ぐるみで家庭を支える環境を作っていくことが必要である。
- ・公立施設の特性を生かして、地域の小学校との接続体制の構築に関わるとともに、中学校や地域、民間施設を含む子ども支援、子育て支援の連携体制づくりの中核として、各施策の方向性を周知し啓発していくコーディネートの役割を担っていく。

（5）組織体制の統合化による人材育成

- ・教育・保育ニーズの多様化や社会環境の変化に伴い、就学前教育・保育に高い専門性や継続的なスキル向上が求められるなか、教育・保育人材の育成は最も重要なテーマである。
- ・効果的に人材育成を進めるため、幼児期の教育・保育についての組織体制を見直し統合化して育成体制を整えていく必要がある。
- また、養成校や民間施設とも連携しながら育成体制を整えることで、市全体の教育・保育人材のスキルアップに寄与していく。

（6）民間施設との連携・協働

- ・施設種別、運営主体の理念や特徴を十分にふまえた上で、就学前の子どもに関わる多様な施設が連携し、同じ小田原の子どもを育ちを支えるものとして、質の高い幼児教育・保育実現に向けた連携と協調を図っていくことが必要である。
- ・民間事業者による教育・保育の提供に対して量、区域などの面で補う必要がある場合に、公的機関の責任において提供体制を維持整備していく。
- その際、施設・資産の有効活用と効率的な維持管理の観点から、必要に応じて、幼稚園の認定こども園化など、施設・機能の統合化、高度化を図っていく。

○認定こども園で可能となること

- 3歳以上の児童は、幼稚園、保育所の区別なく同等の教育を受けられる。
 - 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則った教育
 - 公立幼稚園・保育所で実践してきた、幼保小中一体教育・地域一体教育での取組や支援教育の取組を生かした教育・保育
- 幼稚園においては、園児数が減少する中、適正規模の環境の中で教育・保育を受けることが可能となる。（3才児からの3学年での教育、複数学級の設置、学級定数20～30人）
- 保育所においては、待機児童の減少につながる。
- 親の就労形態の変動によって転園や退園することなく、従前どおりの通園ができる。

○今後の取組

- ・公立幼稚園を統廃合して認定こども園を新設します。
- ・不足する保育ニーズに対応するため、民間による施設整備を促進します。
- ・保育ニーズのピークアウト後には、民間施設等の状況を踏まえつつ、老朽化した公立保育所の整理・統合や認定こども園化を図ります。

	短期	中期	長期
公立幼稚園・保育所 共通カリキュラムの 作成	検討		
公立幼稚園の統廃合 認定こども園の新設	整備		
民間の整備促進	継続実施		
公立保育所の整理統 合等	検討		